

# 第1章 策定の趣旨

本市では、社会福祉の基本的な理念の一つである地域福祉の推進を図ることを目的に、社会福祉法第107条の規定に基づく市町村地域福祉計画として、平成16年3月に秋田市地域福祉計画を策定しました。これを本市の福祉保健部門における基本計画と位置づけ、5年毎に見直し（次期計画の策定）を行いながら、地域福祉の推進に取り組んできました。

この第4次計画は、社会福祉法の改正など地域福祉に関わる社会福祉制度の変化を踏まえながら、平成31年度（2019年度）以降も地域福祉を推進していくためのものです。

《これまでの秋田市地域福祉計画と計画期間》

- 第1次計画：平成16～20年度
- 第2次計画：平成21～25年度
- 第3次計画：平成26～30年度

## 1 策定の背景

---

平成12年に社会福祉事業法が社会福祉法へと改正され、社会福祉の基本的な理念の一つとして「地域福祉の推進」が掲げられました。地域福祉の目的は、すべての住民が身近な地域で自立した生活を営めるようにすることであり、従来、事業を実施するにあたって理解と協力を得るべき存在にとどまっていた地域住民を、事業者および社会福祉に関する活動（ボランティア等）を行う者と連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけています。

さらに、平成29年の社会福祉法の改正（平成30年4月1日施行）では、地域福祉の推進にあたり、地域住民等は、本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する旨が定められ、地域福祉推進の理念が明確化されました。また、そのような取組を促進する施策その他必要な措置を講ずるよう努めなければならないとする国および地方公共団体の責務が定められました。

こうした地域福祉推進の方策としての市町村地域福祉計画の策定についても、従来は任意とされていたものを努力義務とするとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の

## 第1章 策定の趣旨

福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を記載する上位計画として位置づけ、市町村が包括的な支援体制の整備に係る事業を実施する場合には、当該事項についても記載事項とする旨（第107条第1項第5号）が追加されています。

○社会福祉法より抜粋（平成30年4月1日施行）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第 6 条 (略)

- 2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市町村地域福祉計画)

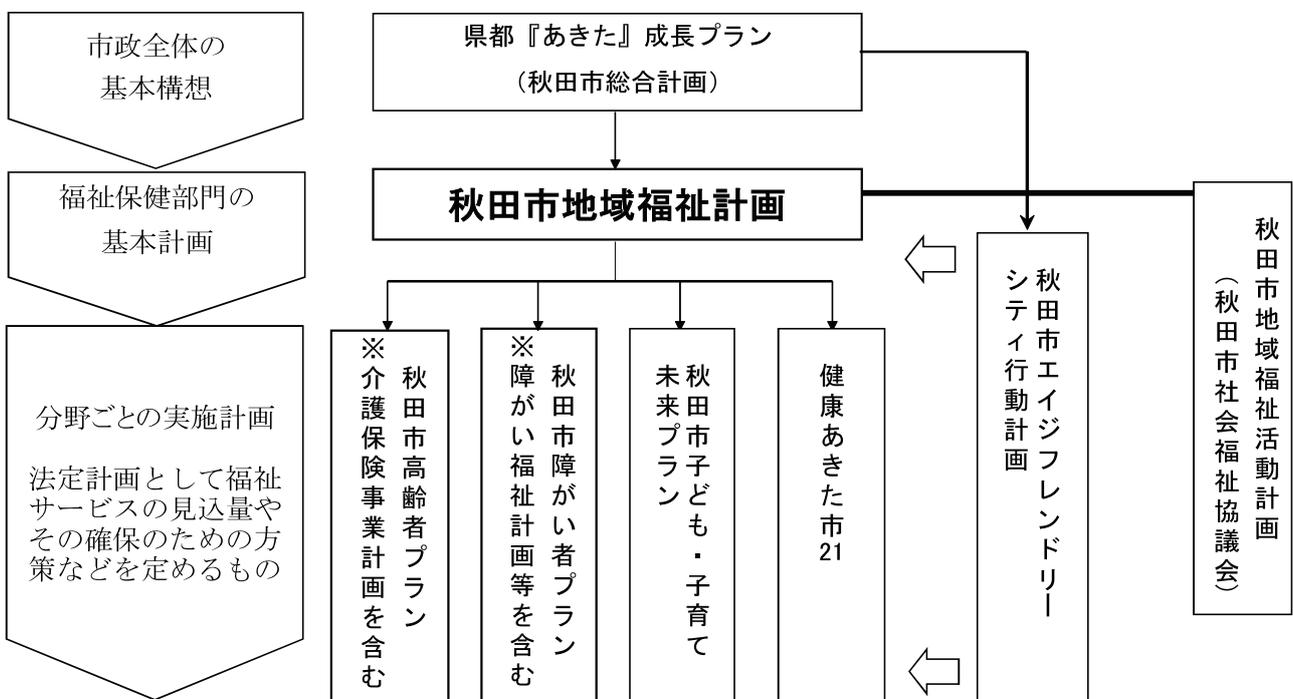
第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
  - 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
  - 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
  - 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
  - 五 前条第 1 項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項
- 2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
- 3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

## 2 計画の位置づけ

秋田市地域福祉計画は、「新・県都『あきた』成長プラン」（第13次秋田市総合計画）の基本理念「ともにづくり ともに生きる 人・まち・くらし」を実現するための福祉保健部門の基本計画であり、「秋田市高齢者プラン」、「秋田市障がい者プラン」、「秋田市子ども・子育て未来プラン」、「健康あきた市21」という分野ごとの実施計画を推進する上での共通理念を示す上位計画です。なお、それぞれの分野固有の施策、達成目標などについては、各実施計画において設定します。

また、「秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画」と関連を持つとともに、秋田市社会福祉協議会（社会福祉法第109条の規定による社会福祉法人）が策定する「秋田市地域福祉活動計画」と相互に連携する計画となります。



計画の名称	策定の根拠
秋田市総合計画	地方自治法第96条第2項の規定に基づく議決事件指定条例
秋田市地域福祉計画	社会福祉法（市町村地域福祉計画）
秋田市高齢者プラン	老人福祉法（市町村老人福祉計画） 介護保険法（市町村介護保険事業計画）
秋田市障がい者プラン	障害者基本法（市町村障害者計画） 障害者総合支援法（市町村障害福祉計画） 児童福祉法（市町村障害児福祉計画）
秋田市子ども・子育て未来プラン	子ども・子育て支援法（市町村子ども・子育て支援事業計画） 次世代育成支援対策推進法（市町村行動計画）
健康あきた市21	健康増進法（市町村健康増進計画）

### 3 計画期間

第 4 次秋田市地域福祉計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの 5 年間です。

計画の名称	現行計画の 計画期間	～2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
県都『あきた』成長プラン (秋田市総合計画)	2016～2020	第13次計画						
秋田市地域福祉計画	2019～2023	第3次計画	第4次計画					
秋田市高齢者プラン (秋田市介護保険事業計画)	2018～2020	第9次計画 第7期計画						
秋田市障がい者プラン (秋田市障がい福祉計画) (秋田市障がい児福祉計画)	2018～2023 2018～2020 2018～2020	第5次計画			第5期計画		第6期計画	
		第1期計画			第2期計画			
秋田市子ども・子育て未来プラン	2015～2019	第2次計画						
健康あきた市21	2013～2022	第2次計画						
秋田市エイジフレンドリーシティ行動計画	2017～2021	第2次計画						

## 4 策定体制

策定作業の中心を担うのは、社会福祉法第7条に規定され、本市の社会福祉に関する事項を調査審議する法定機関「秋田市社会福祉審議会」であり、同審議会において地域福祉に関する事項を調査審議する「地域福祉専門分科会」を策定機関とし、策定方針の作成や策定作業を進めました。

策定作業にあたっては、秋田市社会福祉協議会や秋田市民生児童委員協議会など地域福祉活動の中核的な担い手から協力を得るとともに、庁内においても「秋田市地域福祉計画等推進庁内連絡会」で全庁的な調整を図りました。

